

(様式10)

## 特別保育事業等の計画について

延長保育については、移管時から実施していただきます。その他については、実施を検討していただきます。

区 分	実施方針、特徴又は工夫点、具体的計画
延長保育	<p>保護者のニーズ・要望を知り、応えるためアンケート調査を行い可能な特別保育事業を延長や拡張等を行っていききたい。</p> <p>◎現行の午前7時30分から午後6時50分までの延長保育を、午前7時30分から午後7時30分まで延長します。 延長保育料に関しては、市の保育料体系と同一にします。</p>
一時預かり	<p>◎実施を考えています。</p> <p>傷害保険等の加入や、利用登録を行い、調査票の提出をお願いします。利用申し込みは、他保育園の重複登録や人員配置の関係で3日前まで申し込んで頂きます。保育場所は現行の遊戯室を想定しています。おやつ・給食は同年齢の保育室で行います。 (保育料は他施設との関係もあるので基本同一調整します。)</p>
休日保育	<p>◎保護者のニーズや要望、希望を調査した後、実施を検討します。設備設置基準に沿ったかたちで、必要に応じて職員を配置します。利用申し込みについては、3日前までの申し込みでの対応を考えています。</p>
病児、病後児保育	<p>◎保護者がどのようなニーズ・要望を持っているかを調査します。ニーズ・要望があれば、実施を検討していきます。</p> <p>現段階では、看護師を常勤で採用予定なので、本園の園児にはすぐに対応できるが、他施設の乳幼児に関しては、病歴・病気の内容によって対応できない場合も生じ、園医とも綿密な連携を持って保育していきます。</p> <p>また、他施設の急な保育対応には病後児でも慎重に対応します。</p>

<p>障害児保育</p>	<p>◎保護者と綿密な話し合いを行った上で、積極的に取り組みたいと思っています。職員の配置は、特別支援の有資格者を採用します。また、保育士にも特別支援教育コーディネーター経験者を複数名配置し、1名は15年以上の経験者をあてる予定です。本園では、現在まで、視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・知的障害・情緒障害・言語障害児の受け入れ経験があり、グレーゾーンの園児も多いため、その経験を生かしながら、障害児対応職員の配置や確保を行う。障害児のカリキュラムに関しては担当保育士、担任保育士とで、個別カリキュラムを作成します。専門家委員会は毎月1回開催予定し、保護者の面談は必要に応じて行います。</p>
<p>その他</p>	<p>◎保護者のニーズ・要望に十分にに応じる為に、可能な特別保育事業の延長や拡張等を行う。その他園庭、保育室開放事業を行い、気楽に参加できる子育て支援センターとしても役割を担っていきたいと思います。</p>